

# 日中韓 FTA の可能性と展望に関する共同報告書及び政策提言

2007 年 11 月

## 3 国共同研究

### 実施機関

中国：国務院發展研究中心 (DRC)

日本：総合研究開発機構 (NIRA)

韓国：対外經濟政策研究院 (KIEP)

## エグゼクティブサマリー

「日中韓の貿易・投資の促進」に関する共同研究に引き続き、中国の国務院発展研究中心（DRC）、日本の総合研究開発機構（NIRA）、韓国の対外経済政策研究院（KIEP）は、2003年以降「日中韓自由貿易協定（FTA）の経済的効果」に関する共同研究プロジェクトに取り組んできた。

3研究機関は、2003年に研究テーマについての総合的な分析を行い、2004年から2006年までの間に、農業、漁業、主要製造業、サービス業を取り上げながら、日中韓FTA（CJK FTA）の分野別効果に関する共同研究を実施した。2006年には、中国、日本、韓国が締結したFTAにおける原産地規則やセンシティブ部門と共に、その他の課題についても検討した。

中国の貿易構造の急激な変化、そして、日中韓3国を巻き込んだ形で2国間FTAが急速に拡大していることを考慮し、今年の研究では、過去に実施された分析を更新並びに深化させて、日中韓FTAの経済的効果に関する包括的な調査を実施することにした。

したがって、本研究では、まず、3国のプラスのマクロ経済的利益を含んだ日中韓FTAの論理的根拠を強調し、その後、それぞれの競争力や関税構造、そして、3国の締結済みのFTAの中で明らかにされているセンシティブ部門を分析しながら、主要製造業・サービス業・農業・漁業の分野別含意を検討している。

本共同研究プロジェクトに参画している3研究機関は、今年の研究に基づいて、中国、日本、韓国の首脳に、以下の政策提言を共同で行うものとする。<sup>1</sup>

### 日中韓の貿易相互依存の高まりを認識する

本研究は、3国間の域内貿易の割合が、過去15年間で急速に増加したことを示している。特筆すべきは、中国は日本と韓国両国に対して、最大の貿易相手国となったことである。北東アジア3国は、比較的短い期間で多くのFTAを締結し、積極的なFTA政策を遂行してきた。しかしながら、未だその3国の間では2国間FTAは存在しておらず、3国間FTAも手付かずのままである。地理的に隣接していることに加え、日中韓の貿易依存度の高まりは、3国に、より大きな経済的利益をもたらし、3国間FTA締結の理論的根拠としては、強力な付随的要因となる。

### 製造業の競争力を強化する

北東アジア3国は、世界をリードする工業経済国となった。故に、製造業における貿易自由化は、域内市場の拡大や資源配分の最適化、さらには、より競争的な環境の創出によって、社会全体の厚生増大にもっとも貢献するであろう。それは同時に、3国のほとんどの企業の願望とも一致するものである。3国間FTA締結の遅れは、3国

---

<sup>1</sup> 今年の研究には3国の実業界の代表も参加し、また、一部の政府関係者もオブザーバーとしてワークショップに出席した。しかし、政策提言は、必ずしも3国政府間の公式見解を意味するものではない。

内の構造調整費用の増加をもたらし、また、鉄鋼や石油化学など、域内のいくつかの産業に過剰な生産能力をもたらしてしまうことになる。

#### *農業及び漁業の課題に向き合う*

製造業とは異なり、3国の農業・漁業は比較的弱い。3国はいずれも、農水産物の主要な輸入国であり、これら製品の一部は関税や非関税障壁によって手厚く保護されている。農業・漁業部門は、FTA構築に向けて大きな障害となるであろう。これらの産業の脆弱さは、中国、日本、韓国が既に締結したFTAにおいても、鮮明に反映されている。それゆえに、日中韓FTAを締結する過程のなかで、これらの産業には特別な注意を払っていく必要がある。しかしながら、日中韓FTAは、国内の農業改革を断行し、農産品貿易の世界統合へ向けた準備をするためには、良い機会を提供してくれることにもなる。構造調整の促進と調整コスト軽減のためには、賢明に計画された斬新的な自由化プログラムが、適切な特化策と補償スキームと共に、立案されるべきであろう。

#### *サービス産業を世界レベルへ高める*

中国、日本、韓国のサービス貿易は、サービス産業の貿易が進展している北米や欧州に比べて遅れをとっている。3国の貿易額をみると、財・サービスを含めた貿易額全体では黒字を計上しているが、サービス貿易については3国共通して赤字を計上している。サービスの自由化は、競争原理の導入とサービスの質の向上によって、サービス産業の競争力を高めるであろう。さらに、多くのサービス財は、商品の製造過程のなかで、中間工程として利用されていることから、サービスの自由化は、製造業の競争力強化にも貢献するであろう。このように、日中韓FTAは、3国の経済力を高めると共に、サービス産業の競争力を向上させる手段としても、有益である。

#### *3国共同研究の今後の議題*

「日中韓FTAの経済的効果」に関する3国共同研究は、この問題の複雑性と緊急性を考慮した、より積極的で、具体的かつ包括的な政策の方向性と政策措置を提唱して、2008年に終了する予定である。したがって、2008年の研究では、3国が締結している或いは交渉している2国間FTAと日中韓FTAとの関係や、東アジアで広域なFTAを締結するうえで3国や日中韓FTAが果たすべき役割に、焦点を当てながら、3国のFTA政策について考察することが望まれる。そうすることで、日中韓FTAへ向けた説得的なロードマップが作られるであろうし、3国FTAを成就するための具体的かつ段階的な政策措置も見えてくるだろう。

## I. 序文

1999年11月の歴史的なマニラ会議における中国、日本、韓国の首脳による合意に従って、中国の国務院発展研究中心（DRC）、日本の総合研究開発機構（NIRA）、韓国の対外経済政策研究院（KIEP）は、3国間の経済協力に関する共同研究を、2001年に開始した。

2003年、3研究機関は「長期的な経済ビジョン及び中期的な政策方針」に関する共同研究の第2フェーズに取り掛かり、「日中韓自由貿易協定（FTA）の経済的効果」と題するプロジェクトを開始した。3研究機関は、2003年に研究テーマについての総合的な分析を行い、2004年から2006年までの間に、農業、漁業、主要製造業、サービス業を取り上げながら、日中韓FTA（CJK FTA）の分野別効果に関する共同研究を実施した。2006年には、中国、日本、韓国が締結したFTAにおける原産地規則やセンシティブ部門と共に、その他の課題についても検討した。

しかしながら、共同研究の開始以来、状況は大幅に変化している。一方で、中国経済は非常な速さで拡大、発展を続けており、3国経済の相互依存は益々深まり、中国の貿易構造にも大きな変化をもたらしている。他方で、3国は、遅ればせながらもFTAの時流に乗った後、比較的短期間のうちに、多くのFTAを締結した。また、3国が関連する、進行中のFTA交渉や研究が、多数存在している。

そこで、中国の貿易構造の急激な変化、そして、日中韓3国を巻き込んだ形で2国間FTAが急速に拡大していることを考慮し、今年共同研究では、過去に実施された分析を更新並びに深化させて、日中韓FTAの経済的効果に関する包括的な調査を実施することにした。

本共同研究では、最初に、日中韓FTAに対する高まるニーズを明らかにし、WTO加盟後の中国の関税率の変化を考慮した上でも、3国にとってはプラスのマクロ経済的利益があることを再度示すことで、日中韓FTAの論理的根拠を探る。次に、3国の農業、漁業、主要製造業、サービス産業について、日中韓FTAの部門別の含意を主として取りあげる。最新の統計及び関税率を使って、3国の競争力及び関税構造を比較し、3国が締結したFTAに反映されているであろうセンシティブ部門を特定する。さらに、原産地規則をはじめとする、その他の重要な課題についても検討する。

本報告書に続いて、来年には、包括的な最終報告書が、提出される予定である。3国の主要産業に関する分析を含む、日中韓FTAの経済的効果についての本年の総括的な調査に続いて、来年の報告書では、日中韓FTAの実現に向けたロードマップの探求を試みる。そのために、北東アジア3国のFTA政策を研究する。特に、来年の調査では、各国の2国間FTAと日中韓FTAの関係、並びに、広域なFTA形成の中での日中韓FTAの役割について明らかにしていく。

## II. 日中韓FTAの論理的根拠

## 1. 日中韓 FTA の高まるニーズ

リージョナリズムに関して言えば、北東アジアは他の主要経済地域とは全く異なる。中国、日本、韓国は遅ればせながらリージョナリズムを導入したが、短期間に多くの FTA を締結している。日本は、シンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシアと経済連携協定（EPA）を締結した。韓国はチリ、シンガポール、欧州自由貿易連合（EFTA）、米国との間で FTA を締結し、ASEAN（タイを除く）と物品貿易協定を結んでいる。中国は、香港、マカオと経済連携緊密化協定（CEPA）を、また ASEAN、チリ、パキスタンと FTA を締結している。さらに、現在進行中の FTA が多数あり、交渉中のものもあれば、研究段階のものもある。

だが、未だに、北東アジア地域全体の FTA はもとより、地域諸国間の 2 国間 FTA も存在していない。しかし、地域貿易協定の欠如にもかかわらず、北東アジアでは、より強固な形で、機能的な経済統合が進んでいるようである。日中韓の域内貿易の重要性は、1990 年以降、大幅に高まっている。3 国間の域内貿易のシェアは、1990 年の 12.7% から、2005 年には 23.9% に増加した。言い換えるならば、これら 3 国間の貿易相互依存は、過去 15 年間で著しく強まった。

日中韓の貿易依存の高まりは、各国の主要貿易相手国の順位にも反映されている。2006 年、中国にとっては、日本と韓国が、それぞれ第 2、第 4 位の貿易相手国であった。日本にとっては、第 2、第 3 位の相手国は中国、韓国であり、一方、中国と日本はそれぞれ、韓国の第 1、第 2 位の貿易相手国となっている。さらに、2007 年 6 月現在、中国は日本にとって、最も重要な貿易相手国として浮上している。このように、3 国の貿易相互依存の高まりは、日中韓 FTA 締結へ向けた、付随的かつ強力な経済的根拠となる。

日中韓 FTA の実現には、多くの障害があることは認めざるを得ない。その中で、最も一般的に述べられている障害は、過去の紛争の名残や、日中間の競争、地域における共同体意識の欠如といった、非経済的な要因である。しかし、最近の 2 国間 FTA の拡大や、東アジアにおける広域な FTA に対する関心の高まりという状況を考慮すると、考え方を逆転させることで、これらの障害を日中韓 FTA 実現の根拠として置き換えることも可能であると、本研究では提唱している。また、北東アジア諸国は、日中韓 FTA を追求していく中で、相互間の政治的緊張を軽減させることができるし、東アジア共同体構築においても、重要な役割を果たすことができる。

## 2. 日中韓 FTA の経済的効果に関するシミュレーション

本共同研究プロジェクトでは、2005 年の 3 国共同研究報告書に、再推計された結果を付与する目的で、応用一般均衡（CGE）モデルを使って、日中韓 FTA の経済的効果を算定した。

2007年の新たなシミュレーションでは、2001年以後の関税率の変化（主に、中国のWTO加盟に起因する関税引下げ）や世界各国の経済成長を調整させながら、モデルのデータベースの更新を行った。

シミュレーションの結果は、概して、我々の2005年の研究で示された結果と、同じ方向でかつ同程度の規模の経済的効果を示しており、日中韓FTAは、すべての国にマクロ経済的利益をもたらすという、Win-Win-Winな戦略であることが確認された。実質国内総生産（GDP）の予想増加率は、中国、日本、韓国の順にそれぞれ0.30%、0.41%、5.26%となっている。しかし、穀類を関税譲許から除外すると、マクロ経済的利益は、日本・韓国にとっては小さくなる。

ここでのモデル・シミュレーションによる利益は、過小評価されている点に注意する必要がある。FTAは東アジアの生産ネットワークの構築を促進させ、それにより規模の経済性が働くので、FTAの利益はかなり大きくなると考えられる。

あらゆる貿易自由化政策がそうであるように、日中韓FTAは、産業分野ごとに、勝者と敗者の両方を生み出す。部門ベースの推計値は、政府はそのダメージを和らげるための救済措置を真剣に考慮すべきだという事態を、浮き彫りにさせてしまう。

### III. 日中韓FTAの部門別含意

#### 1. 製造業

##### *日中韓の産業連関緊密化*

製造業は、中国、日本、韓国の経済発展において、重要な役割を果たしてきた。2005年のWTO統計によれば、これら3国の工業製品の総輸出額は、1.5兆ドルを超え、世界総額の約20.6%を占めている。また、各国は、工業製品の貿易において、巨額な貿易黒字を実現させている。

2001年から2005年にかけて、これら北東アジア3国間の域内貿易の割合は、21.8%から23.9%に上昇した。一方、域内投資の割合は、9.8%から約14%に伸びた。

より活発な相互投資と歩調を合わせるように、3国間の産業内貿易（IIT）の度合いも、特に化学、繊維、衣料、鉄鋼、機械設備、電子機器の分野で上昇している。2005年には、中韓のIITレベルは2002年と比べて、最も大幅な伸び（約30%ポイント）を示し、また、日韓のIITレベルは、日中あるいは中韓のレベルよりもはるかに高くなっている。

##### *主要産業の競争力分析*

3国の主要製造業の競争力を分析するために、次の2つの指標を用いた。顕示比較優位（RCA）は国際市場における競争力を示し、地域顕示比較優位（RRCA）は地域貿易における比較優位を示す。発展動向を分析する目的で、3国の産業競争力の比較を、2002年と2005年について行った。

表 1. 中国、日本、韓国の主要産業の国際競争力（2002－2005 年）

	中国の RCA		日本の RCA		韓国の RCA	
	2002	2005	2002	2005	2002	2005
農業	0.46	0.38	0.05	0.05	0.15	0.13
漁業	1.42	1.44	0.19	0.26	0.66	0.47
石油化学製品	0.50	0.52	0.76	0.83	0.74	0.84
繊維	3.05	3.09	0.31	0.30	1.72	1.05
鉄鋼	0.85	1.03	1.33	1.31	1.35	1.40
機械	1.27	1.38	1.35	1.41	1.14	0.95
電子機器	1.41	1.59	1.50	1.45	1.88	1.99
自動車	0.18	0.23	2.16	2.26	1.02	1.42

出典：UN COMTRADE Database, HS 2002 version.

注：HS 分類：農業：Chapter 1-2, 4-15, 17-24；漁業：Chapter 3, 16；繊維：Chapter 50-63；石油化学：Chapter 28-40；鉄鋼：Chapter 72-73；機械：Chapter 84；電子機器：Chapter 85；自動車：Chapter 87.

これらの結果は、中国、日本、韓国における主要製造業の競争力レベルには、格差が存在していることを表している。一般に、中国は、安価な労働コスト、大きな規模の経済性、そして、高い生産能力を享受している。したがって、中国の比較優位は、繊維、電子機器等の労働集約産業あるいは加工関連業に集中している。対照的に、日本と韓国は、より優れた技術力と研究開発能力を誇り、それが日本に関しては自動車及び機械、韓国については電子機器及び石油化学製品といった、資本集約的、技術集約的産業において、比較優位をもたらしている。

2002 年から 2005 年にかけて、中国の大半の産業部門は、世界・地域の両貿易において競争力を向上させてきた。韓国の自動車及び電子機器の比較優位も、特に地域貿易において大幅に向上した。事実、2005 年の韓国自動車産業の RRCA は、韓国から中国への輸出の劇的な増加により、日本をも上回った。しかし、繊維、機械産業の競争力は幾分低下した。3 国の中で、日本は、電子機器産業を除く、ほとんど全ての製造業で、最も高い比較優位を享受している。日本の電子機器産業の RRCA は、韓国よりは若干下回っている。近年、国際的にも地域的にも、日本の産業には、それほど大きな変化は見られていない。

#### 中国、日本、韓国の関税体制

World Tariff Profile 2006 によれば、日本の製造業において適用される単純平均実行関税率は 2.8% で、韓国 (6.6%)、中国 (9%) よりも低い。関税構造に関しては、日本の無税製品の割合は 41% で、韓国 (13.3%)、中国 (8.5%) よりもはるかに高い。中国の高関税製品（平均関税レベル 15% 以上）は、2006 年に 16% まで減少したが、

依然として日本（13.6%）、韓国（9.2%）よりもはるかに高い。

中国における大半の製品の関税率は、日本及び韓国のそれより高くなっている。しかし、中国の平均実行関税率のレベルは、加工貿易に対する無関税政策により、大幅に引き下げられ、韓国とほぼ同レベルになった。

#### 製造業における日中韓 FTA の含意

同一産業内の産業連関及び異なる産業間の投入産出関係を考慮に入れた CGE シミュレーション（生産効果及び貿易効果）、並びに、実証的分析に基づいて、日中韓 FTA の部門別含意を表 2 にまとめた。プラスとマイナスの記号は、基準のシナリオとの比較による、短期的な競争圧力を示している。

表 2. 日中韓 FTA の分野別産業効果

	中国	日本	韓国
繊維	－	＋	＋
衣料	＋	－	＋
電子機器	＋	/	＋
機械設備	－	＋	－
鉄鋼	/	＋	＋
自動車	－	＋	－
石油化学製品	－	＋	＋

中国の衣料産業は、貿易自由化により、大きな利益を得ると考えられる。但し、中国の人工繊維および織物業は、日本、韓国の同業者によって、逆の影響を受けるかもしれない。他の部門においては、中国企業は短期的に、競争力の弱さと関税レベルの高さ故に、より厳しい試練に直面するであろう。自動車及び石油化学産業は、実際に、中国で最もセンシティブな産業部門になりそうである。

ほとんどの製造業において、日本は、3 国の中で、貿易自由化による最大の受益国になりそうである。唯一の例外は日本の繊維産業で、加速する構造調整から来る、様々な圧力に直面することが予想される。さらに、韓国からの、一部の化学製品及び電子機器製品も、日本企業に競争的な圧力を及ぼすであろう。

韓国製造業の全体的な発展度合いや技術レベルは、日本と中国の中間に位置している。したがって、3 国 FTA は、多大な利益を享受することになる電子機器産業を除いて、他の産業に関しては、良い点と悪い点を生み出すことになるであろう。関税撤廃後、韓国の中国への輸出は、自動車、石油化学、鉄鋼産業で大きく伸びると思われる。しかし、韓国企業は、繊維産業においては中国からの、自動車、機械産業においては日本からの、より熾烈な競争圧力に直面することになるだろう。

一般に、関税撤廃は、貿易創出効果と貿易転換効果の両方を生み出す。さらには、製造業者にとっての日中韓 FTA の含意に、影響を与えるであろう、その他の要因も

ある。国境を越えた投資、貿易自由化の時期、多国籍企業と中小企業間、並びに、一産業内の上層部門と下層部門間での種々の競争力レベル、などが例として挙げられる。これらの要素は、全て、企業にとっては、効率性の向上や短期的な損失といったことを含む、より大きな動態的效果を生み出す可能性がある。

## 2. 農業及び漁業

### 農業

中国、韓国、日本の農業部門は、多くの共通性を有してはいるが、市場開放に対する3国にとっての主な障壁を表してもいる。さらに、3国は、すべて農産物の主要輸入国であり、農産物に関しては、互いに主要な貿易相手国となっている。しかし、各国の農業部門の状況は、全く異なっている。したがって、各国の農業部門に対する日中韓 FTA の影響に関しては、広範囲にわたる懸念が存在している。

2004 年に行われた 3 国共同研究は、中国の農業部門は、林業を除いて、全般的に生産高が拡大するであろうと結論付けた。同研究は、また、日中韓 FTA が成立すれば、日本は窮境を経験することになるとしている。その一方で、韓国は、穀物、他の農産物、林業では、損失を被りそうではあるが、農業部門全体の効果については、プラスになるとしている。同研究は、種々の定量分析に基づき、農業問題に関する交渉を成功させる鍵は、各部門内で比較優位を持つ商品を探し、いわゆる産業内貿易を促進することであると示唆している。また、いくつかの問題は明らかになっているものの、農業部門は、日中韓 FTA における関税引き下げやその他の待遇のリストの中に、含まれるべきであると、同研究は論じている。

世界の農業輸入に対する、中国、日本、韓国の輸入のシェアは、非常に大きいことが、最近の研究では示された。さらに、主要輸入品は主要輸出品でもあることから、3国は産業内貿易を推し進めることが可能である。これら3国間の協力は、その地域の安定的な食糧供給のためには、必須である。3国間の FTA は、農業改革を断行し、農産品貿易の世界統合へ向けた準備をするためには、良い機会を提供してくれることになる。日中韓 FTA の効果は、3国の貿易障壁の軽減または撤廃に要する手法に委ねられている。また、日中韓 FTA の成功は、いわゆるセンシティブ品目の適用範囲にも左右される。しかし、認識すべき最も重要な点は、日中韓 FTA の下で、各国の農業部門は、世界中から降りかかる山積する課題に直面することになり、よって、日中韓 FTA が、農業改革の礎としての役割を果たす可能性があるということである。

### 漁業

中国、日本、韓国は、捕獲漁業生産及び養殖漁業生産の両方で、世界をリードする生産国となっている。2004 年の 3 国の総漁業生産高は、世界の総生産高の 38.9% を占めた。さらに、これら 3 国は、世界の漁業貿易の比較的大きな部分を担っており、世界の漁業輸出市場の 12.4%、輸入市場の 26.5% を占めている。

日本の関税率は、全ての水産物について、他の2国よりも低い。韓国は3国の中では、最も高い関税率を水産物に課している。活魚、冷凍魚、切り身、その他の魚肉を除いて、ほぼ全ての水産物について、韓国の関税率は、15%高くなっている。中国の水産物に対する関税率の水準は、日本と韓国の中間である。3国は全体的に、他の種類の水産物と比べて、比較的高い関税を、加工水産品には課している。

中国、日本、韓国の漁業におけるセンシティブ品目を特定するために、本研究では、各種の競争力分析で構成される、4段階のアプローチを用いる。2002年から2005年までの間に関しては、中国が日本と取引した品目の26%、中国が韓国と取引した品目の37%が、センシティブ品目に該当した。日本の場合、センシティブ品目は中国、韓国に対して、それぞれ、取引された全水産物の84%、54%を占めた。韓国は、日本よりは多少優位性を保持しているが、大部分の品目について、中国より競争力がないという点において、日本と似たような立場にある。韓国におけるセンシティブ漁業品目の割合は、中国及び日本に対して、それぞれ71%と44%である。

日中韓の漁業市場における、関税率のレベル及び貿易依存度を考慮すると、日中韓FTAの負の効果は、韓国でより大きく、日本がそれに続く形となり、両国の貿易赤字を拡大させそうである。一方、中国は、日中韓FTAによって、プラスの効果期待できる。中国にとって最大の漁業輸出先である、日本及び韓国からの需要が増えると、予想されるからである。さらに、我々のセンシティブ・テストから、一部の品目(HS 0302及びHS 0303)は、3国全てにとってセンシティブであることが明らかになったことから、これらの品目については、より長期の移行期間が必要になるだろう。

### 3. サービス業

#### 競争力とセンシティブ部門

サービス財は、同時性、情報の不完全性、中間財としての取り扱いといった非サービス財とは異なる特徴を持っている。<sup>2</sup> こうした財の特徴の違いは、異なる貿易形態をもたらす。サービス財と非サービス財(以下、物品)の主な相違点の一つには貿易取引に対する規制があり、規制の影響の計測は、物品の取引よりサービスの取引ほうがより難しい状況となっている。物品の取引に対する規制は、通常、関税という形態を取り、それは物品の価格に反映されるが、サービス財の取引に対する規制は、一般的には政府による規制という形態になる。政府による規制の多くは、サービス価格になんらかの影響を及ぼす。しかしながら、サービス貿易に対する規制の程度を、測定あるいは定量化することは、しばしば困難である。同様に、取引コストや当該規制撤

---

<sup>2</sup> サービス財は、生産と同時に消費されることから緊密な空間的接近性を必要とする。サービス財の品質は、個人の趣向や提供者の経験に左右されるので、客観性を欠く評価や品質測定の難しさがしばしば情報の不完全性をもたらす。経営コンサルタント、会計サービス、金融サービス等のサービス財は、通常、最終財の中間財として扱われることが多い。

廃による利益を、分析することも難しい。本研究は、このような制約のもとで、中国、日本、韓国のサービス部門におけるセンシティブ部門、並びに、貿易比較優位について検証した。

中国、日本、韓国は、物品貿易については比較優位であるということだけでなく、サービスについては比較劣位であるということにおいても共通点を持っている。<sup>3</sup> しかし、中国、日本、韓国の全てのサービス部門が、貿易比較劣位を持つわけではなく、3 国のサービスに関する貿易競争力は製品によって異なっている。<sup>4</sup> 中国では、1994 年から 2005 年までのほぼ全ての期間について、旅行及び通信分野で、また 2000 年以降は、その他営利業務サービス及び公的その他サービスにおいて、貿易競争力があることが示された。日本は、ほぼ全ての時期において、公的その他サービスで、2003 年以降は、特許等使用料サービスにおいて、競争力があることが分かった。一方、韓国は、1990 年代後半以降ほぼ全ての期間で、建設・金融サービス、および、輸送サービス、公的その他サービスにおいて、競争力があつた。

同様に、センシティブ部門も、国によって異なっている。比較貿易指数による定量的な分析や GATS の約束表に対する定性的な分析から、一定の仮定に基づいて検証した結果、以下のようにセンシティブ部門が特定された。中国においては、輸送、金融、文化・興行サービス、日本では、輸送及び通信サービス、韓国は、保険、文化・興行サービスである。

### 含意

サービスの自由化は、競争を促し、国境を越えた資源配分過程の最適化を通して、サービスの質を向上させる。さらに、多くのサービス財は、最終財の生産過程において、中間財として利用されることから、物品の貿易を促進させることにもなる。しかしながら、サービス貿易に関するすべての規制を取り除くことは不可能である。それは、サービス貿易の規制は、国内規定と調和する形で関係付けられており、また、部門を越えてもたらされる外部性による利益は、サービス貿易の規制における費用を上回っている可能性があるからである。

その他、サービス貿易を自由化するにあたり、以下の 4 つの側面を考慮する必要がある。第一に、金融、流通、建設、不動産、輸送、情報、旅行は、貿易量及び貿易額の点から見て、3 国にとって非常に重要なサービス部門である。これらの分野のさらなる自由化には、大きな可能性が秘められており、3 国間協議の中で、そうした分野について議論されることには、大きなメリットがあると考えられる。中国、日本、韓国が、これらの部門でいかにして協力していくかが、効果的な将来の 3 国 FTA 創設にとっての鍵となる。

---

<sup>3</sup> 中国、日本、韓国のサービス貿易量は、物品貿易量に比べて世界貿易における役割は小さくなっている。さらに、中国、日本、韓国は、サービス貿易で赤字を計上している。一方で、米国、英国、フランス等の、サービス貿易に関して上位にある他の国々は、黒字を計上している。このことは、中国、日本、韓国は、サービスにおいては比較劣位を持っていることを示唆している。

<sup>4</sup> これらの研究結果は、1980-2005年の顕示貿易総合比較優位 (RTA) 指数に由来する。

第二に、サービスは、無形並びに貯蔵不可能という特徴を持つがゆえに、消費される市場に設置された拠点を介して、提供されることが多い。したがって、どのような種類のサービスが商業拠点を必要とするか、また各サービス部門において、どのような企業形態が適しているのかを、慎重に検討する必要がある。

第三に、3国はすべて、基本的に、サービス貿易においては、比較優位を欠いている。ある国が、日中韓 FTA においてサービスを自由化し、さらに、サービス貿易に比較優位を持つ大国と、最恵国待遇の原則が規定されている別の FTA を締結したとすると、その国は、サービス輸入の急増に苦慮する可能性がある。したがって、3国の枠を超えた、より広い範囲の影響についても、考慮する必要がある。

最後に、中国は、サービス分野の約束を含む包括的な FTA については、限られた数しか締結していない。サービス分野の約束についての厳格なスケジュールは、存在していないので、自由化すべきサービス部門及び適切な自由化プロセスの決定においては、柔軟な対応が必要とされる。

#### IV. 中国、日本、韓国が締結した FTA から考察される日中韓 FTA の重要な課題

##### 1. 関税譲許構造及びセンシティブ品目

本研究は、3国がこれまでに締結した FTA の、関税譲許構造についても分析した。すなわち、ASEAN、チリ、パキスタンとの3つの中国の FTA、シンガポール、メキシコ、マレーシアとの3つの日本の EPA、韓国はチリ、シンガポール、EFTA、ASEAN、米国との5つの FTA について、関税譲許の調査を行った。分析をするにあたり、各国にとってのセンシティブ品目の特定を試みた。本研究では、数量制限、交渉猶予、除外に該当する品目と同様、10年以上の移行期間を有する関税品目も、センシティブ品目として分類された。

中国、日本、韓国が採用する関税譲許構造は、ASEAN型と個別品目型の2種類に分類することができる。ASEAN型には、中国－ASEAN FTA と中国－パキスタン FTA、韓国－ASEAN FTA が含まれる。それ以外の FTA は、個別品目型になる。ASEAN型は、通常、センシティブビティーに応じて、品目を、ノーマル・トラックとセンシティブ・トラックに分類する。さらに、センシティブ・トラックには、センシティブリストと高度センシティブリストという、2つのサブカテゴリーが含まれる。個別品目型は、文字通り、各品目に対して個別の関税撤廃スケジュールが課されている。

3国が過去に締結した FTA の、関税譲許構造及びセンシティブ品目を、HS 品目 6桁レベルで詳細に調べた結果、3国では 17、日中では 35、中韓では 36、そして、日韓では 142 の、各国共通のセンシティブ品目があることが、本件研究において確認された。3国共通のセンシティブ品目には、14 の農業品目と 3 つの加工食品が含まれている。日中間の 35 の共通のセンシティブ品目のうち、29 が農業品目である。中韓間の 36 の共通センシティブ品目の中では、農業品目がやはり 19 品目と最大のシェア占

め、加工食品が7品目でそれに続く。142の日韓共通のセンシティブ品目の中では、やはり農業品目が118品目で最大のシェアを占め、それに続く形で、水産物が21品目、加工食品及びタバコが3品目となっている。肉類は27品目で最もセンシティブな農産物と考えられ、乳製品が21品目で、その後が続いている。

日本－マレーシア FTA 及び韓国－EFTA FTA のように、複雑かつ細分化された分類を用いたり、また、中国－パキスタン FTA のように、様々な移行期間を適用することにより、3国は、FTA 交渉における衝突を、最小化することが可能である。また、中国、日本、韓国の締結済みの FTA 研究では、農産品、水産品、加工食品及びタバコ、木材、化学製品、機械、ゴム製品が、交渉時においてセンシティブ品目となるであろうことが示された。<sup>5</sup>

## 2. 原産地規則

原産地規則 (ROO) は、FTA とは切り離せないものであり、迂回貿易を防ぐことで加盟国の利益を守る、重要な手段でもある。しかし、生産及び貿易の複雑性ゆえに、ROO を特定するための、適切な手法を確立させることは難しい。したがって、将来の日中韓 FTA の原産地規則を研究・設計するうえで、EU、NAFTA、ASEAN といった主要貿易圏の経験を調査し、また、中国、日本、韓国が締結した現行の自由貿易協定の特徴を検証することは、非常に意味のあることである。

製造工程の複雑性ゆえに、数多くの製品を、自国内で完全に生産することは不可能であり、多少なりとも、海外の材料及び部品を使用しなければならない。こうした製品に関しては、原産地が保証されるための最低条件を、満たしているかを決めるにあたって、実質的変更基準の適用が可能である。

実質的変更を決定する方法は3つある。一つ目は関税分類変更基準 (CTC)、二つ目は付加価値基準 (VA)、三つ目は加工工程基準 (SP) である。3つの方法には、全て、長所と短所がある。したがって、大半の FTA は、これらの方法を組み合わせて原産地規則を作り、異なる製品毎に、具体的な規則を定めている。自由貿易協定における原産地規則では、ROO をより柔軟で緩やかにする目的で作られた、累積及び許容に関する制度を、盛り込んでいる場合が多い。

今日の世界において、EU と NAFTA は、主に2つの原産地規則を提示している。両システムに共通する特徴は、CTC を主たる基準としながらも、VA 及び SP で補足されるという製品別基準を、ベースにしていることである。両者の違いは、EU は多国籍累積により、全ての異なる特惠貿易協定を結びつけることが可能で、それにより、EU を中心とする汎欧州システムを構築していることである。これら2つのシステムとは違って、AFTA は、低度の現地調達比率と全累積を用いた、共通の付加価値原産地規則を採択している。

---

<sup>5</sup> 中国はこれまで、主要な産業国とFTAを締結していないので、この提言に関しては、割り引いて考慮すべきであろう。

中国は既に、いくつかの国及び地域と、特惠貿易協定を締結している。これらの協定における ROO は、2 つのグループに分けることができる。香港及びマカオとの C EPA における ROO は、原産地特定のための主要な手段として、加工工程基準を用いた製品別基準をベースにしている。そして、CTC と、余り利用はされないが現地調達比率 30%を必要とする VA が、その補助として、利用されている。中国－ASEAN FTA (CAFTA)、中国－パキスタン FTA、中国－チリ FTA 等、中国によって締結された他の FTA における ROO は、全て、40%に設定された現地調達率を伴う、共通の付加価値基準をベースにしている。全蓄積は CAFTA で、二国間蓄積は残り 2 つの FTA で、認められている。

日本はシンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイと EPA を締結している。これらの協定における ROO は、内容及び構造において酷似している。これらは全て、CTC を主要規則として使用している。一部の製品は VA を必須とし、現地調達比率は 40%から 60%に設定されている。最近の協定では、現地調達比率の要求レベルが、より低くなっている。一般的に、ASEAN 諸国との EPA における ROO は、かなり統一されている。

韓国は、チリ、シンガポール、EFTA、米国と、FTA を締結している。全体として、これら協定の原産地規則は、一貫性が高い。実質的変更を決定するための主たる方法は、CTC であり、VA により補足されている。繊維及び衣料製品では、多くの他の協定と同じように、加工工程基準が利用されている。

世界の主要貿易圏、及び中国、日本、韓国の経験からすると、原産地規則が、異なる貿易協定ごとに、本質的に違ってくることは明らかである。一国でも、異なる貿易相手国との間では、異なる原産地規則を採用していることがあり、それは原産地規則における複雑性の増大、並びに、管理上のコストやコンプライアンスにかかる費用の増加につながる可能性がある。地域貿易協定の自由化の効果は、輸出国が優遇アクセスを利用する機会を見送るにつれて、矮小化されてしまうかもしれない。

したがって、中国、日本、韓国の 3 国すべてを網羅する ROO のシステムは、3 つの 2 国間の原産地規則から構成されるシステムよりも、明らかにずっと優れている。さらに、3 国の現在及び潜在的な自由貿易相手国は、ほとんどが東アジアに位置していることから、日中韓 FTA の原産地規則の設計には、東アジアの統合という長期的目標を満たすよう、これら相手国との関連性及び協調性を考慮しなければならない。

### 3. サービスの基本原則

日本は、ポジティブとネガティブの両方式での FTA 交渉において、豊富な経験を有している。韓国は最初の FTA が、ネガティブ方式に基づいていたため、同方式の採用を好むが、EFTA との FTA ではポジティブ方式を適用した。韓国と日本は、いずれの方式を採用するにしても、特に問題は無いようである。他方で、中国のサービス章は、すべてポジティブ方式で規定されていることから、中国はネガティブ方式を採

用した経験はない。ポジティブリスト方式が、適切な選択肢として挙げられるが、ネガティブ方式も、透明性や実効性という点では、優れた選択である。サービス分類に関しては、CPCを共通の基準として利用することが可能である。

3国は、すべてWTO加盟国であることから、日中韓FTAに盛り込まれる基本原則は、GATSを踏襲することが可能である。市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇、透明性等の基本原則を、3国間FTAに盛り込むことは当然である。特に、最恵国待遇は必須とし、単なる抜け穴的な条項とすべきではない。また、規則や規制に関する誤解や無知から生じる論争を、最小限に抑えるために、透明性のレベルを向上させることも重要である。可能であれば、スタンドスティル規定やラチェット条項も、記載されるべきである。<sup>6</sup> GATSの現行規定の改善と、新たな実践的な原則の付加によって、GATSよりも更に実効的な協定が作られることが切に望まれる。

#### 4. その他の残された課題の概略

本共同研究は、準備段階として、3国の既存FTAにおける、ルールの調和と調整を促すための条項と章の検討を行った。この調査では、知的所有権、競争政策、政府調達、ダンピング防止税(AD)及び相殺関税(CVD)、セーフガード(SG)措置、衛生植物検疫(SPS)措置についての規定を取り上げた。

知的所有権に関しては、関連条項の範囲及び内容は、FTAやEPAによって異なっており、TRIPS以上のものを要求するものもあれば、いかなる規定も存在していないものもある。中国、日本、韓国の大半のFTA及びEPAは、競争の重要性を協定の目的として述べてはいるが、全てのFTA及びEPAが、この件に関する条項あるいは章を有しているわけではない。

WTO政府調達協定の複数国間的な性質を考慮するに、政府調達の問題に対するそれぞれのFTA及びEPAからの視点は、協定の当事国間で異なっている。ダンピング防止税及び相殺関税義務(AD/CVD)に関する規定並びに章は、WTO協定の下での権利及び義務を強化させている。一部のFTA及びEPAでは、AD/CVD措置の適用が免除されていたり、また、紛争解決に係る案件の提訴を除外している場合もある。

韓国一チリFTAを除いて、各国のFTAまたはEPAは、通常セーフガード措置を盛り込んでいる。しかし、セーフガード措置の適用期間、再適用、正当性に関する条項、また、2国間のセーフガード措置と包括的なセーフガード措置との関係を示す規定は、各FTA及びEPA間で異なっている。ほとんどのFTA・EPAは、WTOにすでに含まれているSPSの義務及び権利を、再確認しているに過ぎない。だが、一部のFTA・EPAでは、当事者間の通報や情報伝達のための手続き及び協議体制が、詳細に

---

<sup>6</sup> スタンドスティル規定は、現在合意されている自由化措置の程度を下げるような新しい規則及び規制を、締約国政府が導入しないようにするものである。ラチェット条項では、協定の当事国は、サービス貿易の自由化に向けて、一度市場を開放したら、いかなる退行政策も採用できないことが示されている。

記載されている。

当事国、対象範囲、締結時期、一連の経過等の点において、個々の FTA・EPA は異なる性質のものであることから、研究対象としている FTA・EPA の各原則についての規定や章は、同一或いは類似しているところもあるが、それぞれ違った特徴を有している。

## V. 共同政策提言

共同研究プロジェクトに参加している 3 研究機関は、専門家や実業家の議論、並びに、以上の分析に基づいて、中国、日本、韓国の首脳に対して、以下の政策提言を行う。<sup>7</sup>

### *日中韓の貿易相互依存の高まりを認識する*

本研究は、3 国間の域内貿易の割合が、過去 15 年間で急速に増加したことを示している。特筆すべきは、中国は日本と韓国両国に対して、最大の貿易相手国となったことである。北東アジア 3 国は、比較的短い期間で多くの FTA を締結し、積極的な FTA 政策を遂行してきた。しかしながら、未だその 3 国の間では 2 国間 FTA は存在しておらず、3 国間 FTA も手付かずのままである。地理的に隣接していることに加え、日中韓の貿易依存度の高まりは、3 国に、より大きな経済的利益をもたらし、3 国間 FTA 締結の理論的根拠としては、強力な付随的要因となる。

### *製造業の競争力を強化する*

北東アジア 3 国は、世界をリードする工業経済国となった。故に、製造業における貿易自由化は、域内市場の拡大や資源配分の最適化、さらには、より競争的な環境の創出によって、社会全体の厚生増大にもっとも貢献するであろう。それは同時に、3 国のほとんどの企業の願望とも一致するものである。3 国間 FTA 締結の遅れは、3 国内の構造調整費用の増加をもたらし、また、鉄鋼や石油化学など、域内のいくつかの産業に過剰な生産能力をもたらしてしまうことになる。

### *農業及び漁業の課題に向き合う*

製造業とは異なり、3 国の農業・漁業は比較的弱い。3 国はいずれも、農水産物の主要な輸入国であり、これら製品の一部は関税や非関税障壁によって手厚く保護されている。農業・漁業部門は、FTA 構築に向けて大きな障害となるであろう。これらの産業の脆弱さは、中国、日本、韓国が既に締結した FTA においても、鮮明に反映されている。それゆえに、日中韓 FTA を締結する過程のなかで、これらの産業には特別な注意を払っていく必要がある。しかしながら、日中韓 FTA は、国内の農業

---

<sup>7</sup>今年の研究には3国の実業界の代表も参加し、また、一部の政府関係者もオブザーバーとしてワークショップに出席した。しかし、政策提言は、必ずしも3国政府間の公式見解を意味するものではない。

改革を断行し、農産品貿易の世界統合へ向けた準備をするためには、良い機会を提供してくれることにもなる。構造調整の促進と調整コスト軽減のためには、賢明に計画された斬新的な自由化プログラムが、適切な特化策と補償スキームと共に、立案されるべきであろう。

#### サービス産業を世界レベルへ高める

中国、日本、韓国のサービス貿易は、サービス産業の貿易が進展している北米や欧州に比べて遅れをとっている。3国の貿易額をみると、財・サービスを含めた貿易額全体では黒字を計上しているが、サービス貿易については3国共通して赤字を計上している。サービスの自由化は、競争原理の導入とサービスの質の向上によって、サービス産業の競争力を高めるであろう。さらに、多くのサービス財は、商品の製造過程のなかで、中間工程として利用されていることから、サービスの自由化は、製造業の競争力強化にも貢献するであろう。このように、日中韓 FTA は、3国の経済力を高めると共に、サービス産業の競争力を向上させる手段としても、有益である。

#### 3 国共同研究の今後の議題

「日中韓 FTA の経済的効果」に関する3国共同研究は、この問題の複雑性と緊急性を考慮した、より積極的で、具体的かつ包括的な政策の方向性と政策措置を提唱して、2008年に終了する予定である。したがって、2008年の研究では、3国が締結している或いは交渉している2国間 FTA と日中韓 FTA との関係や、東アジアで広域な FTA を締結するうえで3国や日中韓 FTA が果たすべき役割に、焦点を当てながら、3国の FTA 政策について考察することが望まれる。そうすることで、日中韓 FTA へ向けた説得的なロードマップが作られるであろうし、3国 FTA を成就するための具体的かつ段階的な政策措置も見えてくるだろう。